

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （ 案 ）
〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学生の課外教育活動に関すること。 (2) 学生に対する広報活動に関すること。 (3) 学生の賞罰に関すること。 (4) 学生及び学生団体の指導に関すること。 (5) <u>入学料免除及び入学料徴収猶予並びに授業料免除及び授業料徴収猶予に関すること。</u> (6) <u>日本育英会奨学生に関すること。</u> (7) <u>学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。</u> (8) <u>その他学生の厚生、福利及び指導等に関すること。</u> （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>部教官会から選出された教授会構成員</u> 各2名 (2) <u>学長が委嘱した者</u> 若干名 （任期） 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕	〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学生（<u>学部、大学院教育学研究科及び特殊教育特別専攻科の学生をいう。以下同じ。</u>）の課外教育活動に関すること。 (2) 学生に対する広報活動に関すること。 (3) 学生の賞罰に関すること。 (4) 学生及び学生団体の指導に関すること。 (5) <u>入学料及び授業料の免除等に関すること。</u> (6) <u>日本学生支援機構奨学生に関すること。</u> (7) <u>学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。</u> (8) <u>その他学生の厚生、福利及び指導等（交通安全に関する事項を含む。）に関すること。</u> （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>各学系の教授会構成員から選出された者</u> 各2名 (2) <u>学生サービス課長</u> (3) <u>大学院課長</u> (4) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 2 <u>前項第1号及び第4号の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。</u> （任期） 第4条 <u>前条第1項第1号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 〔省略〕 附 則 1 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u> 2 <u>改正前の東京学芸大学学生委員会規程第3条第1号の規定により選出された委員については、改正後の規程第3条第1項第1号の規定により選出されたものとみなす。</u>